

ねらい

最低賃金制度とその意義について理解させるとともに、その背景にある考え方を探求させる

授業の展開

※時間はあくまで目安です

時間(所要)	内容	留意点・備考
0:00 (10分) 導入	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単なクイズ <ul style="list-style-type: none"> ・授業者が例えば「1072」（令和4年度東京都の地域別最低賃金）等の数字をいくつか黒板に説明無しに書き、生徒に何の数字か考えさせる ○最低賃金制度啓発のパンフレット等(特に2枚目)を生徒に見せて、最低賃金制度について理解する <ul style="list-style-type: none"> ・授業者が、働く人の暮らしを守る(生活保障)制度であることを簡単に説明(パンフレット) https://pc.saiteichingin.info/kouho/index.html ○資料のデータから、若者がなかなか希望の職に就けない状況を学ばせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒をグループに分けておく ・最低賃金制度啓発ポスター等を用意 ・「適職を探す若者」のデータを用意 <p>※各都道府県の最低賃金が記載されたパンフレットは各都道府県労働局のウェブサイトに掲載されている</p>
0:10 (10分) ロールプレイと考察	<ul style="list-style-type: none"> ○最低賃金制度に対する対照的な考えを主張する2人の人物の立場に立って、その主張を考察する <ul style="list-style-type: none"> ・まず、資料を読み込ませる ・生徒がペアになって両者に分かれながら、簡単にロールプレイしてみる ○生徒は、ワークシートの「ワーク」について考え、記入する 	ワークシートの配布
0:20 (20分) 話し合いと共有、考察	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークシートへの記入に基づき、生徒にグループで話し合わせる ○クラス内で共有 <ul style="list-style-type: none"> ・授業者が各グループから(時間によって全グループから又はいくつかのグループから)グループで話し合ったことを共有させる ○クラス内の他者の意見を吸収して、対照的な見解があることを理解するとともに、最低賃金制度を考察する 	
0:40 (5分) 確認	<ul style="list-style-type: none"> ○最低賃金法第4条を確認する <ul style="list-style-type: none"> ・第4条「使用者は、労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」を読む ○全国の最低賃金について簡単に学ぶ 	全国の地域別最低賃金のデータを用意しておく
0:45 (5分) 振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークシート等を用いて生徒に行わせる 	各自記述して提出

最低賃金制度を考える

労働者A氏の主張

最低賃金制度は、本当に私たちにとって、利益をもたらすのか？

私には幼いころから憧れている仕事があります。その仕事はとても大変ですが、働きたいと思っている若者は多いです。私とその仕事をしたいという気持ちは他の誰にも負けません。生活をしていく上で、賃金が多くもらえることは働く人にとってとてもよいことですが、私はもらえる賃金が安くてもいいので、その仕事をしたいと思いました。

社員募集がなかった会社にその思いを直接電話で伝えましたが、「ぜひうちで働きたいという気持ちは嬉しいですが、今うちには追加で人を雇う余裕がなく、法律で最低賃金が決まっているので、それ以下の賃金で働いてもらうこともできません。」と断られてしまいました。働く人自身が「賃金は安くてもいいから、採用してほしい」と言っているのに、法律で最低賃金が決まっていることを理由に断られてしまうことで、若者が夢をあきらめてしまうこともあるのではないのでしょうか。

最低賃金制度は、大切な制度なのでしょうが、「契約自由の原則(契約は当事者が自らの意思に基づいて、自由に契約を締結するという原則)」ということも聞いたことがあります。働く人自身がその金額でもよくて、会社もそれでよければ安い賃金でもよいのではないのでしょうか。

また、「労働市場」という言葉もあるように、働き手が足りなければ賃金が少し高くなっても経営者は雇おうとするし、逆に職に比べて働き手が多ければ、労働者は賃金が多少低くても職を得ようとするように、需要と供給の関係で賃金の額が変わって当たり前ではないのでしょうか。労働市場の活性化という面でも、最低賃金制度は不要だと思います。

労働者B氏の主張

最低賃金制度は、もっと充実すべきだ！

なぜなら、私たち国民の生活を安定・向上させていかなければならないからです。私たちは、生活するために一生懸命働きます。最低賃金制度には、働く人がもらう賃金の最低額を保障することで、私たちの生活の水準を守ってくれる役割があります。働く人の多くは、会社という「組織」に雇われており、一人一人の労働者は、会社に対し弱い立場になることが多いため、もし最低賃金制度がなければ、働く人は、会社から言われたとおり、生活もできなくなってしまうような低い賃金で働かないといけなくなってしまう可能性があります。仮に、働き始めの時には、その賃金の額で生活に支障がなかったとしても、その賃金のまま、将来働き続けて、生活をすることができるかどうかについても考える必要があります。賃金の額を労働市場の需給関係だけで決めてしまうと、生活できない賃金水準になってしまう可能性があります。

また、低い賃金で働くことで、働く人の意欲が落ちてしまう可能性があります。全ての働く人が高い意欲を持って働くためにも、最低賃金額を今の金額以上に、もっと引き上げていくべきです！日本国憲法第27条が法律で賃金の基準を定めるとしているのは、こういう意味ではないのでしょうか。

ワーク：A氏とB氏の主張を受け止めて、あなたの考えをまとめよう！

ワークの解答例

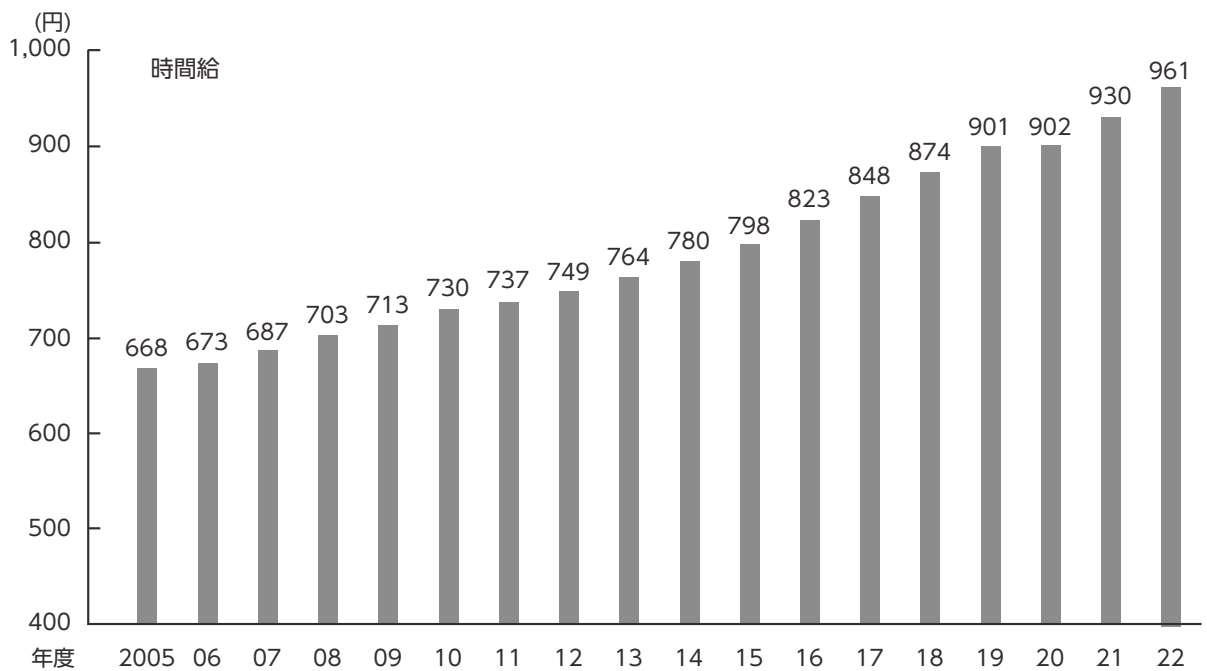
(A氏を支持する立場から)

企業は世界的な競争に晒されている場合もあり、最低賃金が引き上げられれば、日本の労働コストが高くなり、外国の企業との競争で不利になってしまいます。また、経済成長が停滞しているなかで、最低賃金を大きく引き上げると、採算の合わない企業は廃業してしまうかもしれません。その際に、働く人がより良い条件で再就職できるとはかぎりません。市場に失敗があるように国家にも失敗はあるわけで、最低賃金は不要か、少なくとも引き上げには慎重であるべきだと思います。

(B氏を支持する立場から)

たしかにA氏の主張のように、賃金の額は労働市場の需給関係をふまえて決定すべきですが、最低賃金額を設定する際にもこれは考慮されています。一方、最低賃金額よりも低い賃金で働いても良いという人がいても、他の労働者への悪影響も考えれば、最低賃金額以下でも働きたいという個人の自由は、制限されても仕方ないと考えます。

最低賃金の推移(地域別最低賃金 全国加重平均額)



(資料出所) 厚生労働省「地域別最低賃金改訂状況」

確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター「たしかめたん」